申請から支給までの流れ

就労１年目

R8.11.1　以降町内の事業所で介護職として就労開始（算定基準日）

※算定基準日：事業所で就労を開始した日

対象者は、新規就労助成金の申請書類を準備　**※事業者は、申請者の雇用状況を証明**

◇必要書類

・申請書（新規就労助成金）　・雇用契約書等の写し　・申立書兼同意書

・雇用状況等証明書（事業所が証明）　・口座振込依頼書

対象者は、町に書類を提出

町は、交付要件を満たしているか確認し、交付要件仮確認者に通知。町は人数枠を仮確保します

※交付要件仮確認者：就労開始から３か月後に交付要件を満たしていれば交付決定となる方

※仮確保：申請者について人数枠を暫定的に確保

就労開始日から３カ月経過後、町が再度交付要件を確認し、要件を満たしていれば交付決定を通知し、指定口座へ助成金を振込。

就労２年目

継続１回目：就労期間が１年経過後、町へ申請。※事業所は，申請者の就労状況を証明

対象者は、継続就労助成金の申請書類を準備

◇必要書類

・申請書（継続就労助成金）　・就労状況等証明書（事業所が証明）

・口座振込依頼書（助成金の受け取り口座を変更したい場合）

対象者は、町に申請書を提出

町は、申請受付後、交付要件を確認し、満たしていれば交付決定を通知し、指定口座へ助成金を振込

就労３年目～

継続２回目　就労期間が２年以上経過後、町は対象者に申請案内

※継続１回目と同様に申請

継続３回目　就労期間が３年以上経過後、町は対象者に申請案内

※継続１回目と同様に申請